

# 第2部

---

## 基本構想

# 第1章 将来像

## 『日野町のめざすべき将来像』

# 時代の変化に対応し だれもが輝き ともに創るまち “日野”

少子高齢化による人口減少の進展、急速なデジタル技術の普及、  
度重なる大規模な自然災害の発生、  
新型感染症の世界的流行といった大きな時代のうねりがきています。

「時代の変化に対応し」は、新しい時代の流れを力にしてまちづくりを進め、  
10年後の日野町が、安心安全で住み心地のよさが維持され、  
まちの魅力が一段と高められたまちとなっていることを目指しています。

「だれもが輝き」は、子どもや若者、高齢者、  
性別にかかわらず全ての町民がその人らしく尊重されて、  
自然のうるおいと歴史の奥深さに恵まれた日野のまちの特徴を活かし、  
だれもが居場所と役割を持ち、自らの可能性を拓くチャレンジができ、  
多様な人材が活躍できるまちとなっていることを目指しています。

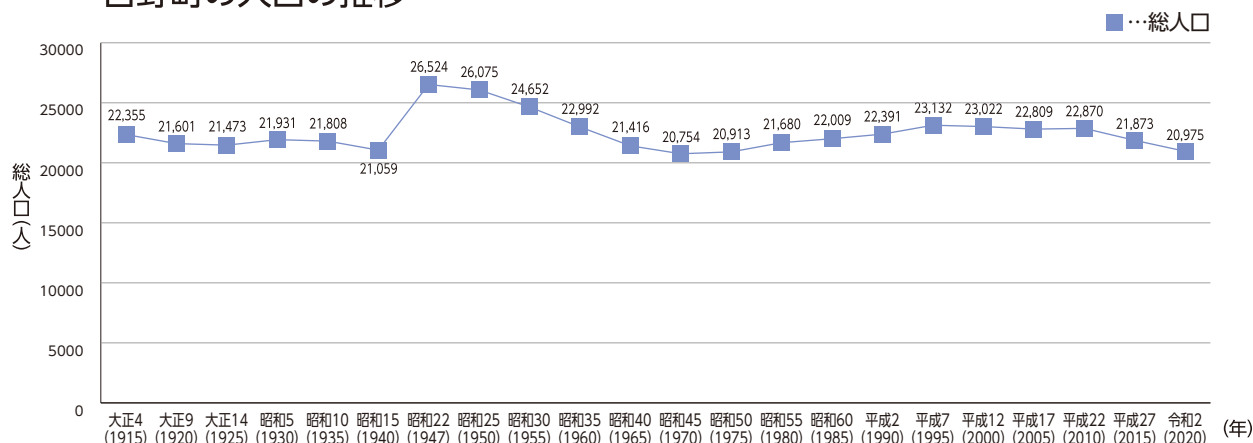
「ともに創るまち」は、日野に住む人、日野で働く人・学ぶ人、  
日野で育って世界にはばたく人、日野を訪れる人、日野の産品に親しむ人、  
そして、これから日野に住む人など、日野に関わる全ての人々が、  
新しい価値や独自の価値も生み出しながらつながり、  
ともに持続可能な活力ある“まち”を創っていくことを目指しています。

## 第2章 人口の推移と将来展望について

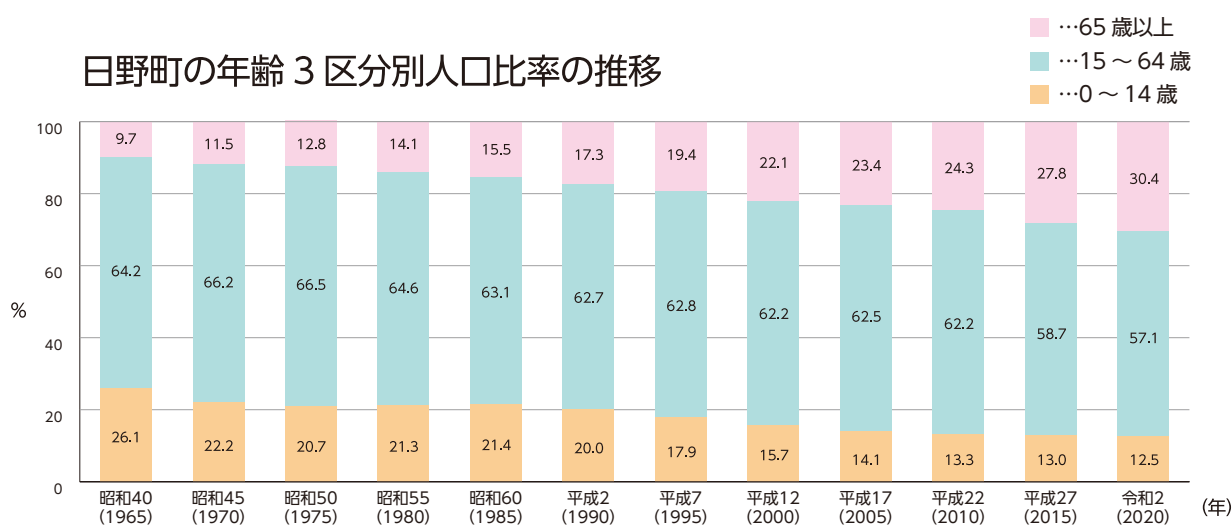
本町の人口は、戦後の一時期を除いては、明治以降、安定して推移してきました。昭和22(1947)年の26,524人が最も多くなったあと減少に転じ、昭和45(1970)年に最も少なくなりました。その後、平成7(1995)年まで緩やかに増加しましたが、再び減少に転じ、令和2(2020)年には20,975人となっています。

年齢3区分別人口比率の推移をみると、生産年齢(15～64歳)人口比率は、昭和50(1975)年以降、年々低下し、平成27(2015)年以降は60%を下回っています。年少(0～14歳)人口比率は着実に低下し、令和2(2020)年には12.5%となっています。これに対して老年(65歳以上)人口比率は一段と上昇しており、令和2(2020)年には30%を上回っています。

日野町の人口の推移



日野町の年齢3区分別人口比率の推移



出典: 各年国勢調査(総務省)注「日野町の人口推移」の令和2(2020)年は、国勢調査地方集計値のため総務省が公表する人口速報集計と異なる可能性があります。

「日野町年齢3区分別人口比率」の令和2(2020)年は、国立社会保障・人口問題研究所による推計です。

百分率については、小数第2位を四捨五入しているため、各項目の合計が必ずしも100.0%になりません。

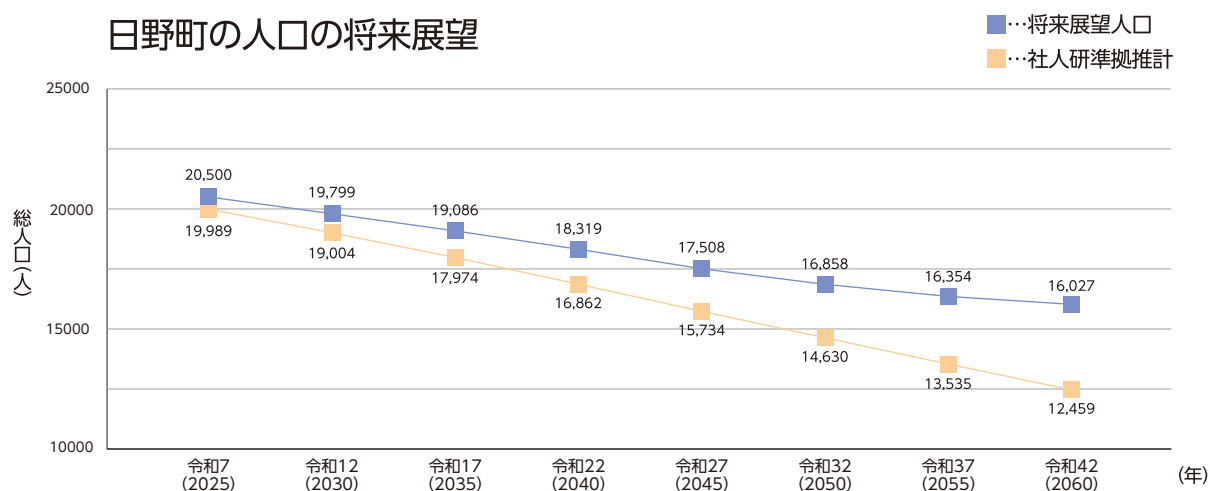
## 将来展望人口

令和12(2030)年に19,500人を維持  
令和42(2060)年に16,000人を維持

国立社会保障・人口問題研究所(社人研)による推計に準拠した長期人口推計によると、日野町の人口は今後とも減少を続けて、令和42(2060)年には12,459人になります。

我が国全体が構造的に人口が減り続ける「人口減少社会」となっている中で、日野町だけが人口減少に歯止めをかけられるものではありませんが、この第6次日野町総合計画の期間にできる限りの対策をしていく必要があります。

そのため、将来展望人口として示した人口は、行政と住民、企業等による協働のまちづくりにより、日野町の出生数と日野町内への人口移動が増加することを目指した推計を踏まえて設定しています。



### <将来展望人口の推計の考え方>

- ・合計特殊出生率が2030年に1.80、2040年以降は2.07(国の長期ビジョンと同じ)
- ・15～39歳の純移動率を3%増加(若者の定住増加、U/Iターンによる移住増加の政策効果を見込んで推計)
- ・55～69歳の純移動率を1%増加(シルバー世代のU/Iターンによる移住増加の政策効果を見込んで推計)

## 第3章 将来像を実現するための「政策の柱」

### 『5つの政策の柱』

1. 未来を担うひとづくり

2. 暮らしを支えるしごとづくり

3. 安心、助け合いのくらしづくり

4. 住みたくなる都市基盤づくり

5. みんなではぐくむ地域づくり

## 政策の柱

# 1. 未来を担うひとづくり

## 政策① 子育てにやさしい風土づくり

| 分 野         | めざす姿                                                        |
|-------------|-------------------------------------------------------------|
| ① 子ども・子育て   | 子育てを地域全体で支える気風があり、対話で築く地域保育サービスのなかで、どの子ども安心して健やかに育つことができるまち |
| ② 学校教育      | 学ぶ喜びや楽しさを実感でき、豊かな心、確かな学力、健やかな体を育む、地域に根ざした学校づくりをすすめるまち       |
| ③ 地域で子どもを育む | 地域社会全体で、まちへの誇りと愛着をもつ次代を創る子どもを育てるまち                          |

## 政策② 生涯にわたる学びと活躍の推進

| 分 野         | めざす姿                                                                        |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| ④ 生涯学習・スポーツ | いつでも、どこでも、誰でも、生涯にわたり学びを続け、地域社会のなかで活躍し続けることができるまち                            |
| ⑤ 図書館       | 人と情報、人と人をつなぎ、図書館を通じた学びのネットワークから、新たな創造が生まれ、様々な世代がいそいそと暮らせるまち                 |
| ⑥ 歴史文化      | 多様な文化・芸術活動に親しむ機会にあふれ、まちの歴史遺産や文化財の保存・継承と学習が進み、まちづくりに活かされ、四季折々の魅力が情報発信されているまち |
| ⑦ 人権        | 一人ひとりが基本的人権と人間の尊厳への正しい理解と認識を深め、お互いに尊重していくための自主的な学習を進め、人権意識の高揚を図るまち          |
| ⑧ 男女共同参画    | 男女がお互いを尊重し、一人ひとりの個性や能力を充分に発揮することができるまち                                      |

### 【現状の認識】

近江日野商人の繁栄と堅実な農耕の文化が根付く日野町で、先人たちは、これまで長年にわたり、家庭での子育て力を高めるとともに、地域社会全体で子どもを育む風土を作り上げ、時代をリードする人材を育ててきました。

その後も、その地域風土は脈々と受け継がれてきましたが、近年は核家族の増加により、家庭での子育て力が低下するとともに、少子化により地域全体で次世代を育む風土が変化してきています。

高い人権意識が根付いている本町において、安心して子どもを産み育てることができ、人同士のふれあいがあり、子どもの健やかな成長を地域全体で見守れる環境を充実させることは、本町への定住を安定して進め、ひいてはまちの活力の維持と発展につながります。

また、グローバル化、情報化が進む世の中で、本町の豊かな歴史文化を継承しつつ、時代の変化に柔軟に対応し、多様な価値を認めながら、郷土愛を育み、確かな学力と豊かな心・健やかな体を身に付け、自ら考え行動する人材を育てることが求められています。

さらに、急速な少子高齢化の進行や人口の流出による人口減少により、地域の担い手となる人材が不足し始めています。本町が持続可能な「まち」となるため、先人の次世代育成に学び、時代の変化に対応した「ひとづくり」と、一人ひとりの多様な能力と個性を存分に発揮できる仕組みづくりを町民皆でともに進めていくことが必要です。

## 【政策の全体像】

### 政策① 子育てにやさしい風土づくり

まちが持続可能となるためには、まずもって子育てがしやすい環境が整うことが必要です。妊娠・出産からはじめての育児に対する不安に対し、手厚い支援を関係機関と連携し行っています。また、核家族化が進むことにより、子育ての知恵が家庭内で伝承されないことに対して、子育て支援センターや子育てサークルへの支援を充実させ、対話で築く地域保育サービスにより、子育てが親だけのものにならない体制づくりに取り組んでいます。

加えて、増加する保育ニーズに応えるため、保育士等の人材確保に努めます。また、高まる学校教育への期待に対し、地域とともに子どもが学ぶ喜びや楽しさを体験・体感できる環境を充実させるとともに、個々の家庭状況等によらず、自らの持つ可能性や能力を十分に発揮できるよう機会を提供していきます。

### 政策② 生涯にわたる学びと活躍の推進

豊かな地域社会を維持していくためには、年齢や性別、障がいの有無によらず、だれもが生涯にわたり様々な経験をすることで多様な価値観を身に付け、主体的にまちづくりに参画することが必要です。だれでも必要な情報に接することができ、生涯にわたり参加できる質の高い学習の機会と、個々の能力や生きがいをまちづくりに活かせる活躍の場を創出していきます。

また、長い歴史の中で、培われてきた本町の歴史文化は、大切な「田野のたから」であり、保存・継承と学習を進めることで、現代のまちづくりに活かし、次世代に引き継いでいくとともに、多様な文化・芸術活動に親しむ機会の創出と地域の文化力を高める環境を整えます。

「人権と福祉のまちづくり」を通じて、高い人権意識が根付く本町で、だれもがスポーツや文化活動等を通して幅広く学び続け、町内外にこのまちの魅力を発信していくことで、人との繋がりを生み、交流を深め、互いに育ち合い、ともにまちを創ることを実現していきます。



## 政策の柱

# 2. 暮らしを支えるしごとづくり

### 政策③ 生活の基盤となる町内産業の持続発展

| 分 野          | めざす姿                                                |
|--------------|-----------------------------------------------------|
| ⑨ 農業         | 多様な農業経営体を育成し特産農産物をはじめとする地域農業の安定と、身近に「農」のある暮らしができるまち |
| ⑩ 森林・林業      | 森林や里山が保全され、豊かな森林資源の循環が可能なまち                         |
| ⑪ 中小・小規模企業支援 | 地元企業が持続的に発展し、地域内経済循環のなかで多様な創業と事業承継があり、地域経済の活力あふれるまち |
| ⑫ 企業・新産業の誘致  | 地元を育て世界に発信する企業・新産業の誘致と、起業の創出により、安定して仕事のあるまち         |
| ⑬ 雇用・労働環境    | だれもがいつでも働ける安心と生きがいの職場環境があるまち                        |

### 政策④ まちの魅力を活かした賑わいの創出

| 分 野        | めざす姿                                                     |
|------------|----------------------------------------------------------|
| ⑭ 観光振興     | 町民自らがまちのたからに誇りを持ち、その魅力を楽しみながら、賑わいとおもてなしの心で来訪者を迎えるまち      |
| ⑮ 地元商工業の振興 | まちの魅力を感じ、町民の暮らしが地元商工業を支える地産地消（地商）で、あきないと交流を楽しむ文化・風土を育むまち |

#### 【現状の認識】

本町は、滋賀県の南東部、鈴鹿山脈の西麓に位置し、北は、東近江市、南は甲賀市と境を接しており、京阪神や中部都市圏への移動を2時間以内（100km圏内）とし、流通面では、比較的好条件なことから、4つの工業団地をはじめとし、製造業を中心とした企業進出があります。そのことで、未利用工場用地が僅かとなってきており、一部開発が進んでいるものの、新たな用地が必要となっている状況です。

まちの総合的な発展のためには、企業進出と企業の持続的発展は欠かすことが出来ず、とりわけ企業の人材確保が重要となってきます。本町の若者の町外への流出を抑制するため、町への就業希望者とのマッチングが求められています。また、小規模企業は、事業の継続ができない状況があり、地元商業者数が減少している一方で、まちなかには、個店を中心とした店舗も新設され、賑わいも生まれつつあります。

農業では、霊峰綿向山から日野川沿いの日野溪と竜王山から発する佐久良川沿いの米作を中心とした優良な穀倉地帯が広がっていますが、近年、農業従事者が減少し、耕作放棄地の増加や相続放棄地への対策が必要となってきています。地域の特産品としては、原産日野菜をはじめ、近江牛、近江米、北山茶等、高品質な農作物を生産しているほか、観光資源として、本町の歴史文化を活かした活動が活発化しつつあります。

森林資源の利活用は、再生可能エネルギーとしても需要は高まってきており、新たな産業創出の可能性が見込まれています。



## 【政策の全体像】

### 政策③ 生活の基盤となる町内産業の持続発展

農業については、農事組合法人や集落営農、小規模農家等の多様な経営体を育成し、地域農業の生産体制を確保するとともに、農業者だけでなく集落全体の取り組みにより、集落機能の持続発展と、新たな担い手の育成、生産基盤である農地の保全・維持管理を支援します。また、農業生産や特産品の振興を図るとともに、地域内消費による自給率の向上等の取り組みを推進します。

林業では、未利用の森林資源を活用した再生可能エネルギーの利用促進を図るとともに、地域の魅力ある産業となるよう様々な事業主体による林業の活性化に寄与する取り組みや森林のもつ水源かん養等の多面的機能が発揮されるよう森林保全事業を推進します。

製造業・サービス業は、本町の重要な基幹産業であり、未利用工業用地への企業誘致を進めるとともに、新たな工業用地の確保に取り組みます。

中小・小規模企業については持続的発展を目指し、商工会を中心とした経営基盤の強化を行うとともに、企業の事業内容のPR等の情報発信を行い、町内雇用へと繋げていきます。

また、新たな創業に対しては、潜在的なニーズ把握に努め、地域貢献等、様々な事業目的に応える創業を促進し、創業後も商工会と連携し、あらゆる角度から、かかわりを持ち続け、経営相談等に応じていきます。

### 政策④ まちの魅力を活かした賑わいの創出

観光振興に関しては、引き続き本町の豊かな自然や歴史遺産等を活かした観光や田舎体験での誘客を進め、ウィズコロナ・アフターコロナの新しい生活様式を視野に入れ、ご当地品のブランド化を図り、日野でしか得られない満足感を高めることと、まちのイベントやプロジェクトに様々な形で参加できる幅広い層を対象とした関係人口の創出に取り組むことで、町の活力を高めます。

また、町民の暮らしにある日々の消費が地元商工業を支える仕組みをつくるため、商工会等と連携した取り組みをすすめ、まちの賑わいを育み商いを通じた交流を楽しむ風土をつくります。

### 3. 安心、助け合いのくらしづくり

#### 政策⑤ 健やかで思いやりのある地域共生社会の形成

| 分 野      | めざす姿                                                     |
|----------|----------------------------------------------------------|
| ①⑥ 地域福祉  | 福祉制度の枠組みを超えて、地域の住民みんなで「おたがいさま」の気持ちで参画し、だれもが役割と生きがいのもてるまち |
| ①⑦ 健康・医療 | 健康づくりと病気の予防に取り組み、だれもが生涯にわたり、からだもこころも健康でいきいきと暮らせるまち       |
| ①⑧ 高齢者福祉 | 高齢になってもだれもが住み慣れた地域で自分らしく役割と生きがいをもって、暮らし続けることができるまち       |
| ①⑨ 障がい福祉 | 障がいのある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し合い、人として尊厳が守られともに生きることができるまち    |

#### 政策⑥ 人と豊かな自然との共生

| 分 野      | めざす姿                                                     |
|----------|----------------------------------------------------------|
| ②⑩ 循環型社会 | 効率的なエネルギー利用の促進とごみの減量や資源化により、循環型社会を構築し、地球への負荷の少ない環境に優しいまち |
| ②⑪ 環境共生  | 一人ひとりが環境保全や美化意識をもち、豊かな自然に囲まれ、快適な生活ができるまち                 |

#### 【現状の認識】

家族のあり方やライフスタイルが変わりつつある現代において、子どもの体力低下や心の疾病、生活習慣病等の健康への課題が顕在化しています。

また、世界に類を見ない超高齢社会が到来している状況のなか、高齢期の介護等に関する不安や家族の負担も増加している傾向にあり、さらなる医療介護体制の充実が必要となってきました。誰もが健やかにいきいきと生活し、自らの健康づくりに努めるとともに、高齢になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられることが大切なこととなってきました。

障がい福祉では、障がいのある人となない人が、障がいの有無にとらわれず、支え合いながら社会でともに暮らししていける日常となることが望まれています。そのための、助けられたり助けたり「おたがいさま」の意識による、支え合いの仕組みづくりに取り組んでいます。が、今後はさらに拡大することが期待されています。

また、将来においても、豊かな自然に囲まれた良い環境の中で健やかに暮らせるまちを維持するためには、循環型社会を実現し、自然環境保全の取り組みが必要となってきました。

## 【政策の全体像】

### 政策⑤ 健やかで思いやりのある地域共生社会の形成

本町の強みである顔の見える関係のもと、まずは地域において助けられたり助けたりの「おたがいさま」の意識による支え合いの仕組みづくりを促進し、温かい地域社会をともに創っていきます。

また、日常的な健康づくりへの意識啓発や、定期的な健診、予防接種の推進といった予防活動を積極的に進め、運動・スポーツに取り組む機運を醸成し、心身ともに健康の保持や増進を図りながら、健康・長寿のまちづくりを進めていきます。

さらに、だれひとり社会から孤立せず、すべての人が役割を持ち、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に向け、様々な方々と連携を取り合い、ともに取り組みを進めます。

### 政策⑥ 人と豊かな自然との共生

未来のまちの担い手にも、豊かな自然に囲まれた良い環境の中で健やかに暮らせるまちを残すため、環境負荷の少ない再生可能エネルギーの普及・促進やごみの減量・資源化に努め、低炭素型のまちづくりを推進します。また、人と自然が共生し、健やかで快適に暮らせるまちづくりを進めていきます。

## 政策の柱

# 4. 住みたくなる都市基盤づくり

## 政策⑦ 災害や危機への備えの強化

| 分 野        | めざす姿                                       |
|------------|--------------------------------------------|
| ②② 防犯・交通安全 | 交通安全意識が高く、地域の見守り等により防犯体制が充実し、安らげる暮らしが送れるまち |
| ②③ 防災・消防   | 高い防災意識による地域ぐるみの防災体制により、災害に強いまち             |

## 政策⑧ 居心地のよい都市環境の整備

| 分 野          | めざす姿                                             |
|--------------|--------------------------------------------------|
| ②④ 都市計画      | 住民の暮らしを豊かにし交流や賑わいを生む、秩序ある計画的な土地利用をすすめるまち         |
| ②⑤ 公共交通      | 超高齢社会や人口減少社会にふさわしいだれもが便利で快適な公共交通のあるまち            |
| ②⑥ 住環境       | 住まいが確保され、生活環境が整い安心して暮らし続けられるまち                   |
| ②⑦ 上水道・下水道   | 安心安全な水道水の安定供給と適切な污水处理により、衛生的で健康的な生活を支えるまち        |
| ②⑧ 景観        | 日野にいきづく伝統文化を継承し、歴史遺産や暮らしの風景をまもり未来につなぐまち          |
| ②⑨ 情報化社会への対応 | 地域の活力につながるタイムリーな情報の収集と発信により、だれもが積極的にまちづくりに参画するまち |

### 【現状の認識】

日々の安心安全は、事件・事故のない社会で実現されます。後を絶たない交通事故や消費者問題などに、具体的な対策を講じる必要があります。

また、近年の気象変動の影響により多発する自然災害や地震等の事象は、日々の穏やかな暮らしを脅かし不安なものにさせます。普段からその対策について、自助・共助・公助の観点で、情報を共有し、災害に備えておくことが必要です。

都市計画は、時代の流れとともに土地利用のニーズが変化してきていることにより、時代の変化に則した対応が求められています。道路や水道といった基本的な社会基盤や暮らしの情報基盤は、安心して快適な生活を送るために不可欠な公共資産であり、常に安定した供給が必要です。

また、住環境については、南海トラフ地震等のリスクが高まるなか、家屋の耐震改修の重要性を周知することが必要です。また、近年の危険空き家等の増加は、防犯・防災・景観等の観点から喫緊の課題となっており、対応が求められます。

加えて、鉄道やバスなどの公共交通は利用者が激減し、独自運営の危機にさらされています。一方で、超高齢社会の到来により、交通空白地への乗り入れや、運行路線の拡大等のニーズは高まっており、まちの公共交通全体のあり方の検討が必要な時期がきています。住民生活の快適性を求め、安全で安心な暮らしに欠かすことのできない社会インフラとして、より効率的で効果的な交通体系の構築が望まれます。

## 【政策の全体像】

### 政策⑦ 災害や危機への備えの強化

だれもが安らげる暮らしを送るため、地域・警察等と連携を保ちながら交通事故を減らす取り組みを進めます。防犯活動については、本町の強みの「顔の見える関係性」を活かし、地域ぐるみで犯罪のないまちづくり活動を実施するとともに、住民が消費生活で犯罪にまきこまれないように、取り組みを進めます。

防災については、消防団、防災士連絡会との連携により、地域防災力の向上を図っていく他、防災アプリ等を活用し、防災情報の迅速な伝達手段を拡充します。また、避難場所や災害危険箇所の安全性を確保し、災害に備えた防災・減災のしくみづくりを行います。

### 政策⑧ 居心地のよい都市環境の整備

都市計画については、時代の変化とともに、土地利用のニーズは変化していきます。住民の暮らしを豊かにし、交流や賑わいを生むなかで、秩序ある土地利用を進めます。

また、道路や水道等の社会基盤については、良好に管理し、持続的なサービスを提供していくとともに、だれもが住まいを確保し、安全で安心して暮らし続けられるまちづくりを進めます。公共交通については、町全体の交通を見渡し、超高齢社会に対応するとともに潜在的なニーズを捉え、利便性の向上を図り、持続可能な公共交通網の整備を進めていきます。

景観については、美しい里山や歴史的な町並みに調和し、地域が一体となった景観形成となるよう取り組みを進めます。

近年の情報化社会への対応としては、従来の紙ベースでの情報発信を見直し、ICT（情報通信技術）も含めあらゆる媒体を活用し、誰もが積極的にまちづくりに参画できる環境を整えるよう努めます。



## 政策の柱

# 5. みんなではぐくむ地域づくり

## 政策⑨ 住民が主人公の地域形成

| 分 野         | めざす姿                                                                                |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| ③① 進取のまちづくり | 地域の課題解決や活性化に向け、住民自ら学びあい主体的で活発な自治活動があり、多機能な公民館を拠点とした協働と自治の力で時代に合うそれぞれの特色ある地域づくりが進むまち |
| ③② 交流・移住    | 国内外の人と地域が交流することで、多文化の相互理解を深め新しい価値が生まれ共生が進むまち                                        |

## 政策⑩ 時代の変化に柔軟に対応できる行財政運営

| 分 野     | めざす姿                                               |
|---------|----------------------------------------------------|
| ③③ 公共施設 | 公共施設が適切に管理され、最適な公共サービスが提供されるまち                     |
| ③④ 行政運営 | 社会情勢の変化に柔軟に対応し、限りある財源で最大の効果を追求し、持続的に行政サービスが提供されるまち |
| ③⑤ 財政基盤 | 適切な税収の確保により将来にわたり持続可能で安定的な行財政基盤のあるまち               |

### 【現状の認識】

長い歴史のなかで培われてきた質の高い文化を持つ本町は、独自の気風、習慣が根付いており、このことは、町民にシビックプライド（郷土愛と誇り）を育んでいます。こうした町民の思いは、進取の気象となり、地域づくりに活かされ、今日までのまちづくりが続いています。

今後人口減少やさらなる高齢化の進展により、地域活力の低下が懸念されるなかで、地域の外からの人や価値を受け入れることで、まちを持続可能とすることが出来ます。また、地域のあり方や行政の担うべき役割について、相互の認識の共有化を図り、住民と行政が協働した取り組みを進める必要があります。

さらに、このまちを構成し、運営していくのは、ここに住む一人ひとりの町民であり、その活動は地域の豊かさと魅力を創出します。コミュニティの希薄化や地域を担う人材の不足が大きな課題となっているなかで、それぞれの特色を活かした持続可能な地域づくり、コミュニティの活性化と再編に向けた取り組みを進めていく必要があります。

加えて、過去に集中して整備された公共施設が、一斉に更新の時期を迎えています。財政負担の平準化と世代間の公平な負担バランスに努めながら、次の世代に過度な負担を残さないことが必要です。また、これまで以上に効率的で効果的な行財政運営のもと、安全で適切な機能を持った公共施設を運営するとともに、住民の暮らしに寄り添った行政サービスの提供が求められています。

## 【政策の全体像】

### 政策⑨ 住民が主人公の地域形成

各種団体や地域行事でのまちの魅力再発見の活動を支援し、町内外の人々にアピールするとともに、公民館を拠点とした地域コミュニティの活性化や再編を進め活力ある地域づくりに取り組みます。

また、豊かな歴史や質の高い文化あふれる本町のまちの魅力を町内外に発信し、観光や産業での交流はもとより、姉妹都市をはじめとするゆかりの地との交流など、様々なかたちでの「出会い」を創出し、日野にずっと住んでいる人と日野に興味を持った人が相互に理解を深めることで、「行ってみたい」「住んでみたい」「住み続けたい」まちとなるよう取り組みを進めます。

### 政策⑩ 時代の変化に柔軟に対応できる行財政運営

将来にわたり持続可能な行政運営を行うため、社会経済情勢の変化に柔軟に対応し、より効率的で住民に寄り添ったサービスが提供できるよう努めるとともに、住民の豊富な知識・感性・経験をまちづくりに活かせるよう、住民参画を推進します。

公共施設については、利用状況等の現状を整理し、これまで以上に効率的で柔軟な施設利用の在り方を検討するとともに、その維持や整備にあたっては、財政負担の平準化を図ることとし、適切な運営に努めます。



## 第4章 総合計画の効果を高める仕組み

将来像「時代の変化に対応し だれもが輝き ともに創るまち“日野”」を実現するために

### 1) 行政の部署別の機動性発揮と横連携の促進

第6次日野町総合計画では、施策の効果を高める工夫が必要と考えています。行政は、部署別の組織になっているので、その動きやすさを得意としています。一方で、部署別の動きだけではない横の連携による動きがあつてこそ、成果が上がるところもあります。そこで、行政側の横の連携も促す取り組みと工夫が必要です。

### 2) ともに創るまち

まちのめざす将来像「時代の変化に対応し だれもが輝き ともに創るまち“日野”」を実現するためには、行政と住民との協働によって、「総合計画の効果を高める仕組み」が必要です。

「時代の変化に対応」するには、行政のみならず、住民の知恵と力の総力をあげなければなりません。また、住民「だれもが輝く」ように住民一人ひとりの多様性が尊重され、一人ひとりの輝きがまちの力となるでしょう。そしてこれからのまちづくりは、行政だけによるまちづくりではなく、行政と住民が協力し合い、また、住民同士が協力しあう「ともに創る」まちづくりでなければなりません。

### 3) 住民の暮らしに寄り添い、みんなで取り組む

「総合計画の効果を高める仕組み」は、①行政が住民の暮らしの全体性・一体性に寄り添いながら、行政の部署別の専門性の強さと機動性を活かしつつ、行政の総合的な力をうまくバランスさせる方策、②住民自身が暮らしのそれぞれの場からまちづくりに関わる入り口を見つけられること、③住民が、それぞれの暮らしの場から住民の暮らしの全体性・一体性を見わたす視点を得られ、住民の主体的な取り組みが広がる工夫を行うことなどを例示しています。住民一人ひとりの暮らし方からみんなで取り組むまちづくりを展開する可能性を示すものです。

### これからのまちづくりのキーワード解説

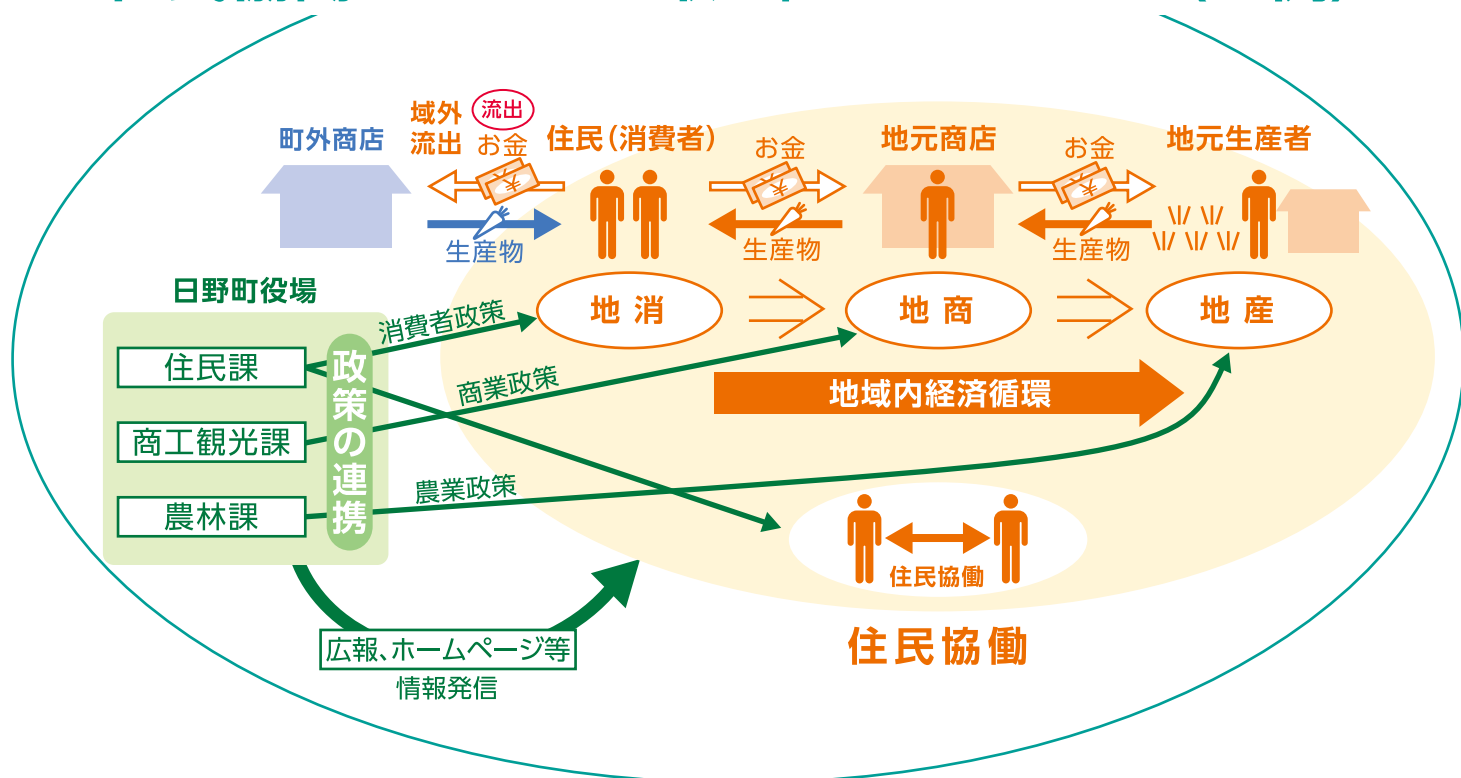
#### ●地域内経済循環 地産地消(地商)

地元産品を地元で消費するのが地産地消です。地元の生産者と消費者を地元商業がつないで、地元の消費を地元の産業で賄う地産地消を増やし、地域の外に流出していた資金を地域内で循環させることで、日野の経済を活性化させることができます。

#### ●住民自治と住民協働

まちの課題解決に行政と住民が協力して取り組まなければなりません。そして、行政の手の及ばないところでは、住民自治に基づき、住民が力をあわせてまちづくりに取り組む住民協働が必要です。住民同士の話し合いや学び合いから暮らしやすい日野を創ることができます。

# 住民協働でみんなで取り組むまちづくり(一例)



この図は、住民の暮らしの一例で地産地消(地商)の事例を解説したものです。町内消費の全てを町内生産物で賄うことは出来ませんので、町外から買わなければならない部分もあります。

しかし、地産地消(地商)が増えて、町外に流出していたお金が町内で循環すれば、地域内経済循環の流れが太くなり、町はもっと豊かになる可能性があります。その糸口は、一人ひとりの暮らし方・仕事の仕方にもあることを示したものです。地産地消(地商)の取り組み一つでも、経済的な豊かさにとどまらず、豊かな人間関係も含む「豊かさ」をまちにつくれます。

## これから10年の残された課題

今回の第6次日野町総合計画は、総合計画策定条例に基づいて、策定しています。第5次日野町総合計画は、当時の地方自治法の定めに従って策定しました。地方分権の流れから、現在では、総合計画の策定をするか否かも地方自治体の裁量に任されるようになりました。このように地方分権が進んでいる状況から、各地方自治体が自らの地方自治のルールを自治基本条例といった形で定めている事例が多くなっています。これからの10年間、私たち日野町の団体自治・住民自治の取り組みを踏まえて、日野町にふさわしい自治基本条例の制定に向けて、ともに考えていく必要があります。

